社說

米國大統領の撰擧

米國大統領の撰擧は定めの如く去る三日に擧行せられしが前號の電報に見ゆる如くいよ〳〵マッキンレー派多數を制したりブライアン氏の勢力も一時は中々盛にして勝利は孰れに歸す可きか固より斷定するみと能はざりしかども銀黨の盛なりしは唯割合に盛なりと云ふのみにして事情に通ずるものは十中の八九迄マ氏を豫想して果して氏の勝利に歸したりレパブリカンの喜び知る可くデモクラットの失望察す可し紐斯くと決定したる所にて米國の政策に如何なる變化を生じ隨て日本の貿易に如何なる影響を來す可き歟米國通の談に據ればブライアン氏は至極眞面目なる可銀黨にして若し今回當選したらんには必ず熱心に兼ての持論たる金一銀十六の財政策を實行せんと期するは勿論にして若しも其政策が希望の如く行はれたらんには銀價騰貴して我貿易に寄すましからぬ影響を及ぼすみとならん反し又其策が到底行はれざるにもせよ一たび國會に提出して失敗すれば再び之を提出し再び失敗すれば之を三たびして其度毎に議論沸騰し金銀價を動搖せしめて兩國の商賣を妨ぐるみとなしと云ふ可らず然らばマ氏の當選は如何と云ふに氏は即ち金貨論者なれば今の金貨制度を維持するは勿論にして其財政は隨分不整頓の由なれば或は一歩を進めて其整理を計るみとならん例へば一方に於ては無用の銀塊が國庫に堆積すると共に他の一方に於ては其銀を買入るゝが爲め發行せし手形を以て絶えず金を引出され國庫の金貨欠乏の憂ある が故に是等は或は何とか始末して金本位の根底を固くするを勉むるなる可し又氏は保護貿易論者なれば勿論關稅增加を希望するみとなる可く其希望にして實行せられたらんには我貿易に著るしく影響す可しと雖も米國通の談に據れば此事は到底行はれまじと云ふ其次第を聞くに今の輸入稅は既に低しと云ふ可らず若し此上更らに稅率を高めなば其消費者は苦痛を感ずるが故に國民中增課に反對するもの甚だ多きのみならず代議院も必ず贊成せざる可し假令ひ代議院を通過するみとありとするも元老院が斷じて反對す可きは明白にして到底通過の見込ある可らず左れば マ氏の勝利は少しも日本の貿易に惡影響を及ぼすの心配なきのみならず久しく國民が夢中となりて相爭ひ爲めに商賣をも不振に陷らしめたる銀黨騷ぎが此に落着したる上は人心も落付き景氣も次第に引立ちて不振を蒙ちたる我生絲も追々賣行くみとなる可し我輩は遙に氏の勝利を祝するものなり

社會

○告示

内務省告示第七十四號

[illegible]

○警視廳及東京府公文

警視廳令第四十八號

食品市場取締規則

第一條　本則ニ於テ食品市場トスルハ營業者申合セ一定ノ日時場所ニ於テ公ニ魚鳥獸菜其他食料物類ノ賣買ヲ爲スモノヲ謂フ

第二條　食品市場ヲ設立セントスルトキハ總代人又ハ總代人ヨリ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ願出免許ヲ受クヘシ

一　食品市場ノ名稱并市場及事務所ノ位置

二　食品市場組合規約書

三　食品市場組合員ノ住所及職業

四　組合入會者ニ關スル事項

五　食品市場組合規約ニ違ヒタル場合ニ關スル事項

六　役員ノ選擧及其任期并補缺ニ關スル事項

七　市場經營ニ關スル事項

八　其他會則ニ關スル事項

第三條　食品市場組合ニ於テ必要トスル事項ハ前項ノ外ニ組合ニ於テ之ヲ定ム

第四條　食品市場設立ノ免許ヲ得タル日ヨリ正當ノ理由ナクシテ三箇月以内ニ開場セス又ハ六箇月以上休場スルトキハ其期限經過ノ日ヨリ以テ免許ノ効力ヲ失フモノトス

第五條　食品市場ニ關係ナキ者ハ開場セントスルトキハ其前日迄ニ所轄警察署ニ於テ分場ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ

第六條　食品市場組合ニ於テ役員ヲ選擧シ又ハ改選シタルトキハ警察分署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ

第七條　食品市場ハ一定年限組合員ノ取扱ヒタル商品ノ數量價格表及組合員ノ收支決算書ヲ調製シ毎年一月限リ警視廳ニ差出スヘシ

第八條　食品市場ノ區域ニ車馬其ノ他ノ物件ヲ橫タヘ又ハ商品ヲ陳列シ行通ノ妨碍ヲ爲スヘカラス

第九條　食品市場ハ開市後二時間以内ニ假設物ヲ撤去シ清掃ニ細心ヲ爲スヘシ

第十條　魚類等ノ腐敗シ易キ物品ハ相當ノ容器ニ入レ臭氣ヲ發散セシムヘカラス

第十一條　食品市場ニ於テ不幾又ハ腐敗ニ傾キタル物品ヲ賣買スヘカラス

第十二條　警察官吏ニ於テ前條ノ物品ヲ認メタルトキハ其賣場ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條　警視廳ハ本則ニ違反シ又ハ公共ノ安寧ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一　食品市場ノ停止

二　食品市場役員ノ改選又ハ組合員ノ變更

三　食品市場組合ノ營業停止又ハ解止

第十四條　第二條第八條第十條第十一條ノ規定ニ違ヒタルトキハ其場所ニ於テ開場ヲ拒ミ又ハ停止ス

第十五條　第六條第七條第九條ヲ犯シタルトキハ市場組合代表者ヲ一日以上十日以下ノ拘留又五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

一　既設ノ食品市場ハ本則施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ第二條ノ手續ヲ講出願可ス受クヘシ但其期限内ニ認可ヲ願出サルトキハ市場タルノ効力ヲ失フモノトス

警視廳東京府告示

天然痘ハ多ク寒冷ノ候ニ流行スルモノニシテ現ニ府下神田區京橋區ハ既往數年間出火復延ノ原ヲ四ヲ未滅ノ者ハ勿論再三種痘ノ者ト雖モ此區域ニ居住シ豫防方法ヲ怠ラサルヘシ

明治二十九年十一月五日　警視總監　山田秀臣
東京府知事　[illegible]

○叙任辭令

[illegible]

○關東銀行の設立認可

横濱の商人小野光景、小野次郎角次郎等の組氏が其[illegible]したる横濱の關東銀行(資本金三萬圓)及「時日大藏省より其認可[illegible]

○[illegible]所の事務開始

此機會に[illegible]港に指定せられたる[illegible]の中、[illegible]田の兩港(は神戸[illegible]

[illegible]第二百二十七號

[illegible]

明治二十九年十一月五日　[illegible]

[illegible]

○警視廳及東京府公文

[illegible]

明治二十九年十一月五日　警視總監　山田秀臣

食品市場取締規則

第一條　本則ニ於テ食品市場トスルハ營業者申合セ一定ノ日時場所ニ於テ公ニ魚鳥獸菜其他食料物類ノ賣買ヲ爲スモノヲ謂フ

第二條　食品市場ヲ設立セントスルトキハ總代人又ハ總代人ヨリ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ願出免許ヲ受クヘシ

一　食品市場ノ名稱并市場及事務所ノ位置

二　食品市場組合規約書

三　食品市場組合員ノ住所及職業

四　組合入會者ニ關スル事項

五　食品市場組合規約ニ違ヒタル場合ニ關スル事項

六　役員ノ選擧及其任期并補缺ニ關スル事項

七　市場經營ニ關スル事項

八　其他會則ニ關スル事項

第三條　食品市場組合ニ於テ必要トスル事項ハ前項ノ外ニ組合ニ於テ之ヲ定ム

第四條　食品市場設立ノ免許ヲ得タル日ヨリ正當ノ理由ナクシテ三箇月以内ニ開場セス又ハ六箇月以上休場スルトキハ其期限經過ノ日ヨリ以テ免許ノ効力ヲ失フモノトス

第五條　食品市場ニ關係ナキ者ハ開場セントスルトキハ其前日迄ニ所轄警察署ニ於テ分場ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ

第六條　食品市場組合ニ於テ役員ヲ選擧シ又ハ改選シタルトキハ警察分署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ

第七條　食品市場ハ一定年限組合員ノ取扱ヒタル商品ノ數量價格表及組合員ノ收支決算書ヲ調製シ毎年一月限リ警視廳ニ差出スヘシ

第八條　食品市場ノ區域ニ車馬其ノ他ノ物件ヲ橫タヘ又ハ商品ヲ陳列シ行通ノ妨碍ヲ爲スヘカラス

第九條　食品市場ハ開市後二時間以内ニ假設物ヲ撤去シ清掃ニ細心ヲ爲スヘシ

第十條　魚類等ノ腐敗シ易キ物品ハ相當ノ容器ニ入レ臭氣ヲ發散セシムヘカラス

第十一條　食品市場ニ於テ不幾又ハ腐敗ニ傾キタル物品ヲ賣買スヘカラス

第十二條　警察官吏ニ於テ前條ノ物品ヲ認メタルトキハ其賣場ヲ命スルコトアルヘシ

第十三條　警視廳ハ本則ニ違反シ又ハ公共ノ安寧ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一　食品市場ノ停止

二　食品市場役員ノ改選又ハ組合員ノ變更

三　食品市場組合ノ營業停止又ハ解止

第十四條　第二條第八條第十條第十一條ノ規定ニ違ヒタルトキハ其場所ニ於テ開場ヲ拒ミ又ハ停止ス

第十五條　第六條第七條第九條ヲ犯シタルトキハ市場組合代表者ヲ一日以上十日以下ノ拘留又五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

一　既設ノ食品市場ハ本則施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ第二條ノ手續ヲ講出願可ス受クヘシ但其期限内ニ認可ヲ願出サルトキハ市場タルノ効力ヲ失フモノトス

警視廳東京府告示

天然痘ハ多ク寒冷ノ候ニ流行スルモノニシテ現ニ府下神田區京橋區ハ既往數年間出火復延ノ原ヲ四ヲ未滅ノ者ハ勿論再三種痘ノ者ト雖モ此區域ニ居住シ豫防方法ヲ怠ラサルヘシ

明治二十九年十一月五日　警視總監　山田秀臣
東京府知事　[illegible]

○叙任辭令

[illegible]

○關東銀行の設立認可

横濱の商人小野光景、小野次郎角次郎等の組氏が其[illegible]したる横濱の關東銀行(資本金三萬圓)及「時日大藏省より其認可[illegible]

○[illegible]所の事務開始

此機會に[illegible]港に指定せられたる[illegible]の中、[illegible]田の兩港(は神戸[illegible]

り、敦賀鶴(は新潟稅關より何れも客月下旬稅關員出張して出張所設置の準備をなし居たりしが右は本月一日より夫れ〳〵事務を開始したりといふ

○汽車汽船運賃引上の實行

國西汽船同盟團體は山陽鐵道會社に交渉して運賃を引上げんとするの議論あるよしは前號の紙上に記載したるが同盟團體の方は愈〻來る二十日より乘客下等運賃は航路によりて二割以内を引上げ尙ほ是迄中等は下等の五割增、上等は中等の五割增なりしを何れも七割五分增しとなすみとに決し貨物運賃も亦三割以内引上ぐる筈なりと山陽鐵道會社は前號に記載したる通りの引上法を目下遞信省に出願中なるが認可の上は來月一日より實行するならんと云ふ

後篇

女武者

第五十八回

わかば

寄しき姥

寄手は聞ゆる天下の荒武者なり、慓悍虎の如き木曾の穉狼、勇猛豹に似たる和田の健兒、渺たる孤嶋の夷共如何なる事をか仕出來さん、只犇々と寄せよかしと、百餘の勢を二手に分ち、一手は清水冠者義高を將として、巴の前自ら後に引添ひたり、一手は樋口次郎朝比奈三郎よれを率ゐ、千葉の小平太は先を打て斥候の役をぞ仕つりける、一旗の白旗は磯吹く風に飜へりて全軍鳴を靜め、肅々として進みけり。

鎧ふたる武者を檜にさへ見ざる嶋人は、巴樋口の勢を見るよりも、驚き呆れて且つ怒り、忽ち四方に人を走らして、戈執る嶋人を館に集め、姫君姥にも斯くと通じ、防禦の用意に怠りなし。

嶋人の斯く外國人を厭ふなるは、八重の汐路を乘分けて、賊働く海賊船の、折々此嶋を侵して、財を奪ひ婦女をかすめ、狼藉到らざる隈もなければ、外國人を厭ふ事蛇蝎の如く、其肉を食ふて怨みを晴さんと迄に憤ふるなり、されば今寄手の勢を見て、又海賊の來れるかと、斯くは騷動するぞと思えける。

「一大事〳〵」と、嶋人が注進櫓の笛をひくが如く、法螺を吹き、鼓骨の音と鳴らし、勢を集ひる物音の喧〻敷く聞ゆるまし、樓主は、館の若女の、年も五十路の半白髮、油さへも用ひされば、成るが儘に乾む失せたる美の姿、ハラ〳〵と顏ばかりを右手に撫で上げ、一張の弓と携へて出でゝ來りしが、氣ひ來れる嶋人に打向ひ、慌だし、何事ぞたしなみ候へ、妾自ら見んにて[illegible]を靜め氣を平かにし[illegible]を守護なしるぞ、逃すな〳〵上れとも、一歩[illegible]墜ちて、[illegible]島くしと打吾び、[illegible]の貳者、心は矢[illegible]れば、忽ち射す[illegible]許りに[illegible]斯くとは知らぬ[illegible]んと、一人手[illegible]たる者[illegible]左に[illegible]命を殞す[illegible]錄りの乙女[illegible]